

第12回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員 (19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第101号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第102号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第104号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第105号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第106号 農地改良届出について
- 議案第107号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第108号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について(所有権移転)

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) 農地移動適正化あっせんてんまつについて（報告）
- 3) 農地移動適正化あっせん取下げについて（報告）
- 4) 農地対策委員会（A班）報告について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（1月認定分）
- 7) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	楠 原 一 昭
農 地 活 用 係 長	前 村 永 久
主 幹	古 川 康 浩
主 事	沖 香 菜 子

議長

それでは、総会を開催する前に委員の皆様にお伝えいたします。
本日、総会の傍聴を希望されておられる方がおられます。糸島市農業委員会規則第15条の規定に基づき傍聴人があることをお伝えいたします。
それでは、傍聴人を案内してください。

(傍聴人入室)

議長

それでは、傍聴人の方に申し上げます。
糸島市農業委員会規則第15条に基づき傍聴を認めますので、同条の記載事項を厳守していただきますようよろしくお願いいたします。
なお、この会場において写真の撮影、また録音の禁止をしておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴人

すみません、何の15条ですか。

議長

農業委員会規則第15条によってですね。
今から総会に入りましたら私語は慎んでいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、井上職務代理者による農業委員会憲章の唱和を行います。よろしくお願いいたします。

職務代理者

こんにちは。
今年も早いもので今日で40日以上たちまして、去年の年末から今年にかけて例年になく寒い日が続いております。
東京では、今日雪が降っているということでした。これからも皆さん体に十分気をつけて、農作業に、農業委員会の活動に励んでもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。
それでは、ただいまより第12回糸島市農業委員会総会を開催いたします。
憲章は、今日は黙読で、私が読み上げますので、皆さんは憲章を目で追ってください。
本日の出席は現在19名で委員の全員が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。
それでは、農業委員会憲章を読み上げますので、皆様、起立をお願いします。
黙読ですので、声は出さなくて結構です。

【農業委員会憲章朗読】

ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

次に、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議 長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名員は、山北敬子委員と東司時隆委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第101号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

なお、受付番号2番につきましては、申請人が農業委員であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定する議事参与の制限に抵触いたしますので、御審議の際は御退出いただくようになりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

説明をしておいて退出してもらおうか。

事務局

すみません、それでは、内容の説明でございます。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

次に、受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

最後になります。受付番号3番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上3件でございます。

議 長

ありがとうございました。

まず、受付番号2番の宗敏郎委員、最初に審議したいと思いますので、席を外していただきますようお願いいたします。

(退 席)

議 長

ただいま受付番号2番、事務局のほうより説明がありましたけれども、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に入ります。
登録に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

(着 席)

議 長

それでは、受付番号1番と3番につきまして、質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。
受付番号1番と3番の方につきまして同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。
議案第102号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あ

っせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者等の選定をお願いいたします。

それでは、受付番号1番から御説明いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらにつきましては、議案書の62ページにあっせんのでんまつが出ておまして、この分につきましては、一度譲受候補者を選出していただいておりますが、再度選定を依頼するものでございます。

それでは、1番の所在でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上でございます。御指名、候補者の選定等、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、受付番号1番、2番ともに怡土地区の西地区の担当になっておりますので、1番、2番一緒ですので、読み上げます。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、あっせん候補者の選定をよろしくをお願いいたします。ほかの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、議事を進めてまいります。

1番の譲受候補者の氏名の発表をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

2番の発表をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長 それでは、事務局、再度確認の発表をお願いします。

事務局 **【地区別にあっせん委員を指名】**

議 長 それでは、あっせん成立に向けてよろしく願いいたします。

議 長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の11ページをお願いいたします。
議案第103号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、第3条の1番から東司時隆委員、お願いいたします。

農業委員 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、受付番号2番をお願いします。

農業委員 その前に訂正を1つお願いします。
面積の合計の上、地目が畑になっていますが田でお願いします。
受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらについては、かなり農地自体が竹が生えておって荒れておる状態
でした。譲受人のほうは土木作業をされておりまして、機械、重機を持っ
ておりまして、少し年齢は行ってあるんですが、2年かけてかんきつ系等
を植えたいというふうなことでおっしゃっていました。以上です。

議 長 続きまして、番号4番をお願いします。

副会長 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、5番を私が。
受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、番号6番、お願いします。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、番号7番をお願いします。

農業委員 **【議案書に基づき読み上げて説明】**

この贈与は、 さんの宅地の隣に さんの畑がちょこっとあるんですけど、 さんも年齢が90近くになってきているので、もう管理ができないということで、 さん、あんにやるけんということで贈与になりました。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、番号8番をお願いします。

農業委員 **【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長 それでは、番号9番をお願いします。

農業委員 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きまして、10番も続けてお願いします。

農業委員

受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

続きまして、11番をお願いします。

農業委員

受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

ただいま1番から11番まで説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

受付番号6番の譲受人の■■■さんですけども、福岡市■■■ということ
で、こちらのほうに通作して、来て耕作してあるのかを確認したいんです
けど。

議長

東司委員、分かりましたら。

農業委員

こちらはそうです。長糸のほうにも何か所か持ってありまして、今現
在、地目は田ですけども、もう梅の木が植わって、その梅をそのまま管
理していくという話を聞いております。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

受付番号1番の代物弁済という譲受けの理由なんですけど、少し詳しく
どういう代物弁済が何なのか分かれば聞きたいんですけど。

議長

事務局、東司委員も分かる。

農業委員

ちらっと分かります。

議長

ちょっと今調べますので、分かる範囲で。

農業委員

私が聞いているのは、今もうお金を譲渡人のほうが借りてあって、それ
がもう結局お金としては返してもらえない状態になっているので、お持ち
であった土地を貸してあったこの方がもうお金の代わりにもらうという
か、そういう話は聞いています。

事務局 今回、所有権移転というところでの審議をしていただくということでございますので、所有権の移転の種別につきましてはありますけれども、審議につきましては譲受人の状況というところで御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員 2番の件で質問いたします。
先ほどもありましたが、福岡市■■■■の方が■■■■のほうを買われるということですが、今までもそこら辺で作ってあったのかどうか、お尋ねします。

議長 古家委員、分かったら。

農業委員 もともと■■■■のほうに自宅がありまして、今結婚されて家を■■■■に建ててあるだけで、会社、事務所も今、■■■■にある■■■■の社長です。
耕作は、今現在ほかの、■■■■でしてありますので、兼業農家という形でやっております。

議長 よろしいでしょうか。

農業委員 いいです。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、質疑を打ち切ります。
それでは、許可申請による審査表の説明をお願いします。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、議案書の10ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として御審議いただくこととなります。この7つの審査項目のうち1つでも「はい」に該当してくれば、原則許可できないということでございます。

本日の全ての案件につきましては、全項目「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断では許可相当と言えるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、1番から11番につきまして採決を採ります。

許可と判断されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の16ページをお願いいたします。

議案第104号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、第1調査部会の副部会長のほうより説明をよろしくお願いいたします。

副部会長

それでは、議案第104号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

まず議案書の16ページをお願いいたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の16ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いいたします。

農地区分は第1種であります。集落に接続した農地の周辺に居住する方の業務上必要な施設であるため不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、水路管理者との協議は必要になりますが、ほかの関係各課からは特に支障となる意見も出てきませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の22ページの地図をお願いいたします。また別冊の現地調査資料の3ページと4ページをお願いいたします。

農地区分は第3種農地であり特に問題はございません。ただ、申請地の一

部に砂利が敷かれており、事前着手となっていましたので、始末書が提出されています。また、貸駐車場としての賃貸契約書が計画の過半以上（3名）提出されており、転用目的は達成されると見込んでいます。

第1調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響はないことから許可相当であると判断しています。

以上、報告いたします。

議長 ただいま4条につきまして報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、ちょっと事務局、この2番について聞きたかばってんが、これは元転用の許可なんかは出ておったとかい。

事務局 こちら転用の許可が出ていない状況で、公共工事の関係で貸している部分が一時あったということは確認を取っておりますので、転用許可云々がなくて、そのまんまの状態、今部会長報告がありましたとおり砂利を敷いておるといところで、今回そういう申請が出ておるとい状況でございます。以上です。

議長 始末書を書いてもらった。

事務局 はい。

議長 ということで、バラスは敷いてありましたけれども、始末書が出ているということで追認という形でもいいのかなというふうには思っております。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、審査表の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、議案書の15ページに記載しております一般基準、また議案書16ページにある立地基準により判断するものでございます。

まず、15ページの一般基準でございますけれども、こちら資金計画等も「適当」であるというところと、行政庁の許認可につきましては開発等に係る分については許可「見込み有」ということで、今回、農地に関して周辺農地の影響につきましても該当ないと、支障がないというところでの判断でございますので、一般基準につきましては全て2件ともクリアするものでございます。

次に、16ページの立地基準でございますけれども、まず受付番号1番の分につきましては、こちら第1種農地であるというところでございますけれども、今回の申請人がこの申請地の周辺に住んである居住者ということでございまして、業務上必要な施設につきましては例外的に許可が可能でありますので、今回この分につきましても立地基準もクリアするものでございます。

受付番号2番につきましても、■■■■駅が近くにありますので、こちらから距離が300メートル以内に位置しておりますので、第3種農地という判断でございまして、第3種農地につきましては基本許可できるという基準でございますので、こちらにつきましても立地基準をクリアするものでございます。

以上、書類的な審査でございますけれども、一般基準、立地基準につきましてはクリアするものでございます。以上でございます。

議長

それでは、第4条につきまして採決を採ります。

第4条の1番、2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

少し早いようではございますけれども、ここでちょっと休憩を取りたいと思います。あの時計で25分から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

議長

次の議事に入ります。

事務局

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第105号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

御審議をお願いいたします。

議 長

これも第1調査部会の副部会長中原君のほうより説明をお願いいたします。

副部会長

議案第105号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の28ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いいたします。

農地区分は農用地域内の農地ではありますが、一時的な転用行為であるため不許可の例外に該当し問題ありません。また、申請人からは、周辺の土地を探したが、半年間ほどしか借りられない状況であり、この申請地を選択したことを伺っております。

第1調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の33ページの地図をお願いいたします。別冊、現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いいたします。

農地区分は第1種農地ではありますが、公共性の高い事業への転用目的のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、都市計画法の開発許可が伴う案件であり、関係各課からの意見は調整できますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

以上、報告いたします。

議 長

ただいま5条につきまして説明がありました。質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

受付番号1番の転用目的のところ、作付計画ネギと書いてあるんですが、これは……。

副部会長

この1番については、工期が終わった後、畑に戻ってきたときに何を作付するかということで、この方、■■■■さんはネギを作付するという事です。

議長

ほかに何か。

農業委員

2点ばかりちょっとお聞きしたいんですけど、先ほどの1番のいわゆる余り地的な部分をどうされるかというの確認と、それと2番目の保育園の関係ですけれども、図面との相違があった部分があったんじゃないかと思うんですけど、申請地東側の進入路の関係と既存排水路地をどうされるかということが1つ残っておるんじゃないかと思うんですけど、その辺の確認をお願いしたいと思います。

事務局

今、委員のほうからありました■■の残地というところですかね。この分につきましては、確かに約1,000平米ほど残る部分につきましては作付を開始するという事聞いておりますので、ちょっと現状的には、現に見られてあった上だろうと思いますが、作付開始するという事を伺っておりますので、よろしく願いいたします。

次の受付番号2番につきまして、こちら個人的な水路というところをどう協議されたかというところですね。当時、今回の計画としては現地調査時点より図面の差し替えが上がっておりますので、新しい図面のほうで処理をしておるわけでございますけれども、こちら計画図が36ページに載っておりますけれども、ちょうど申請地からいけば西側等に新たな水路を設けるような計画図が出ております。ただ、こちら水路地の真ん中部分については、今回計画で、こちら図面で見にくいかと思いますが、ちょうど申請地の2筆の間のところに道路があると思いますけれども、この道路沿いに細く切り込みが入っているかと思っております。こちらのほうが既存の排水路の部分での調整した部分という計画でございます。

それと、また2点目の今回申請地のすぐ東側の番地についての御指摘かと思っておりますけれども、申請地東側につきましては、現在も県道側から出入りできるようにガードレールを切っていたり、そこから出入りできるような個人さんで計画をしてある。実際、現地のほうにつきましては、人が渡れるような部分でのものは架かっておりました。この分が正式に機械の出入りとなると御本人のほうもきちとした手続と、基準上頑強なものをやっつけていかなければならない状況かと思っておりますが、申請地東側につきましては、県道からの出入りが可能のように耕作者のほうが行うというように考えております。以上です。

事務局長

今、御質問のございました開発許可と図面の相違があるという分につき

ましては、開発協議の中でこの流量計算とか別途協議についてはできると
いうふうに考えております。

また、今説明しました出入口についても簡易的なものが架けておられま
す関係で、この分についても別途きちとしたものを占用するように指導
を行うことになると考えています。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 よろしくをお願いします。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員 先ほどちょっと事務局のほうから図面の差し替えがあったというこ
とですが、36ページの図面ですけれども、これは基本的には、右側のこれ
って断面図が忘れてないということですね。ことですねという言い方はい
かんですけれども、斜線の園庭の断面図が出ていないのでということ
でどうなったのかなあと思っています。

議 長 図面の差し替えと言いつたときは、そのままついておるとかなと思
ったばってん、ついておらんけんあれっと思っておったが。

事務局 こちらの分、指摘を受けた分につきましては、こちらのほうまだ提出さ
れておりませんが、開発という部分でこの辺の協議も調うような形
になっていくかと思いますが、御指摘である図面の差し替え等がまだ
いたっていない状況でございます。以上です。

議 長 ただいままだ図面が出ていないけれども、開発にかかっているから協議
といえますかできるんじゃないかというふうな意見でした。

ほかに何か質問、意見ありましたら。

職務代理者 番号1番の件ですが、先ほど作付計画ネギということだったん
ですけど、終わった後、片づけた後にネギということだったんですが、
この写真を見る限りえらい荒れていますよね。ここの作付は、本人はこ
この駐車場を貸したことだけじゃなくて、作付はほかにはどのように考
えていられるか分かりますか。

事務局 先ほど委員のほうからもありましたが、申請地以外の残地の部分
ということで、作付変更を行うと、返していくというところで、作物
名まではちょっと確認できておりませんでした。今回の状況が好ましく
ないという

ところで作付変更するというところを伺っておりまして、具体的な作物名という部分まではちょっと聞き取りできていない状況でございます。申し訳ございません。

議 長 それで、■■■さんは結構あちこちで購入をされております。それで、この■■■のほうなんですけれども、購入されて全然手をつけておられないというふうな格好ですので、農地対策のほうであちこち買ってありますので、ちょっと現地確認もしたほうがいいのじゃないかなというふうに思いますので、事務局でもちょっと農地対策のほうで予定を組んでおってもらえないでしょうか。

事務局 御指摘のとおり、また取得地の確認ということで直近のパトロール、農地対策のほうで現地確認するようにいたします。

議 長 よろしく願いいたします。
ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 2番につきましては、ちょっと一部書類が差し替えがなかったということであれなんですけれども、開発の審議もあるということのできるんじゃないかという、ちゃんとするんじゃないかというふうにはしておられます。

皆さん、どのように思われますか。

開発審議があるから、もうこっちはそのままいいと思われますか。

農業委員 開発審議にかかるということですが、やはり農業委員会としてはきちんと図面を差し替えたものを確認した上での再度審査ということが必要ではないかなというふうに私は思います。

議 長 書類が出ていないから農業委員会としてはやっぱりこの書類が出らんと許可が出しにくいんじゃないかというような意見が出ております。
ほかに何か。

農業委員 やはり継続的に確認の上で判断するべきであるかと私も思います。

議 長 再度確認したほうがいいんじゃないかという意見のほうが多いようなんですけれども、そこいらはまた採決のときに確認を取ります。
反対にこのままで許可できるんじゃないかという意見があったら出して

ください。都市計画審議であるからもうちゃんと達したんだというふうなことで、もう私はいいとかあるなら。

職務代理者 継続審議にしても別に問題はないかと思います。急ぎの案件か何かやったら農業委員会だけの話やったら……。

議長 そこいらは事務局どう考える。

事務局 急ぐ、急がんの部分は聞いてはおりませんが、急ぐからというところが考えられると。こちらの訂正につきましては、過去に用地の位置等を煮詰めた案件でございますので、過去は別の場所、直近の場所も計画してあることでありましたし、今回の候補地、やっどこぎ着けたような話を伺っております。計画図がないということをもって審議という部分をするのか、調うという見込みをもって審議されるかにつきましては委員さんの判断でございますが、急ぐ、急がんの話については事務局のほうから伺っておりません。よろしく願いいたします。

議長 急ぐ、急がんかは聞いていないということで、こっちとしては出ておらんけん、やっぱりそこいらはちゃんと確かめたいなというふうには考えておりますが、どうですかね、あれやったらもう早急に出していただいて、後日皆さんに見てもらって、そして事務局等も判断してこれなら大丈夫というふうならもうそこで許可相当という判断を出してもいいかなというふうには思いますけれども。

事務局 書類のほうを早急にという部分については、事務局のほうも要求していただけるという部分はお約束できますけれども、何せ事務局の判断を加えることは適切ではないと考えております。

今回、皆様の御審議、判断材料として不足であればという結論もありましょうし、不安がないという考えであれば別の審議の結果もいただけるのかなと考えております。以上です。

議長 分かりました。
これは採決でしたいと思います。
ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員 ちょっと今の保育園のことについてなんですけど、ここのガードレールの横にU字溝の太いのがあって、1メートルで。

議長 県道のところやろう。

農業委員

うん、県道です。

ここは小さい幼稚園生とかいっぱいおるから、フェンスだけやったら、ここは水が結構たまるけん、お子さんが落ちたら危ないけんコンクリートか何か蓋しんしゃったらどうかと、こっちのほうには関係はないばってんが。

事務局長

委員御承知のとおり、水路というのは基本的には開渠であるというのが原則でございます。通行に支障があるとか、歩道にしなければならないというところについては、暗渠、要は蓋をしたりというところはございますけれども、維持管理上の観点から蓋をしないというのが基本ですので、その辺は保育園になったとしてもそういう施工をすることはないというふうには考えています。

農業委員

そうですか、分かりました。

事務局

ちょっとこの36ページの計画図面に黒く囲った枠につきましては、フェンスで囲う計画でございますので、直接、例えば計画の運動場からという部分については、入り口も中央部の1か所になりますので、施設に行きつくまでの間は御心配かと思うんですけど、ちょっと今局長がおっしゃったとおり基本的な水路の管理というのがあるものかと思えます。申し訳ございません。

議長

よろしいでしょうか。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら以上で打ち切ります。

それでは、審査表の説明を事務局お願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、15ページに記載しております一般基準、それと27ページに記載しております立地基準により判断いただくこととなりますけれども、まず15ページの一般基準でございますけれども、こちら審議上、資金計画なり行政庁の許認可部分、それと計画の妥当性、作付計画の関係と判断いたしますと、こちらちょっと審議の部分、御審議いただくこととなりますが、書面上では調べておるんじゃないかなという見方をしております。

27ページの立地基準でございますけれども、1番につきましては農用

地区域内の農地でございますけれども、1年間という期限付の農地転用、いわゆる一時転用に該当しますので、不許可の例外という部分でクリアするものかと思えます。

2番につきましては、第1種農地ということで、広がりのある農地の一角ではございますけれども、公益性の高い事業、いわゆる今回の目的が保育園の建設ということで、こちらの公益性の高いと、公共性の高いという部分で該当してくるものでございますので、一般基準、立地基準につきましては、書面上でございますけれども許可相当というものではないかなあと言えるかと思えます。よろしく願いいたします。

議長

それでは、採決を採ります。

ちょっと分かれるかと思えますので、1つずつ採決したいと思います。

番号1番の東につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

続きまして、番号2番の■■■■、■■■■保育園につきまして、まず許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(挙手 4人)

議長

それでは、図面が、書類がそろっていないということで継続審議と思われる方の挙手をお願いします。

(挙手 14人)

議長

それでは、番号2番の■■■■保育園につきましては継続審議という格好に持っていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の39ページをお願いいたします。

議案第106号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

また、御審議の後、相当の結果となりますと監督委員の指名がございますので、併せて監督委員の指名もお願いいたします。

議 長 それでは、第1調査部会のほうより報告をお願いいたします。

副部会長 それでは、議案書の議案第106号「農地改良届出について」報告いたします。
届出番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

 それでは、議案書の40ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の9ページと10ページもお願いいたします。

 第1調査部会としては、関係課から支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良行為であり受理相当と判断しています。

 以上、報告いたします。

議 長 ただいま農地改良届について説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

 (質問、意見なし)

議 長 この1メートルと書いてある……。

事務局 大変申し訳ございません。現地調査資料のほうが造成高が100センチということで書いておりますが、90センチが正しいので誤植でございます。90センチのほうで訂正お願いいたします。届出の内容が90センチでございます。誤植でありました。申し訳ございませんでした。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

 (質問、意見なし)

議 長 なかったら質疑を打ち切ります。
採決に入ります。

 農地改良届につきまして、受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

議 長 全員ですね。
それでは、監督委員を丸山副会長、お願いいたします。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の45ページをお願いいたします。

議案第107号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課のほうより来ておられます、説明をお願いします。

農業振興課

よろしくをお願いいたします。

議案第107号の説明をさせていただきます。

申請者は、令和3年12月まで認定新規就農者で、今回新規で認定農業者の申請になっております。

現在は、桃、レモン、露地野菜を主に経営してあります。レモンは新たにハウスを導入の予定です。露地野菜については、作付面積を増やし生産規模の拡大を図ります。

現在は、共同申請者である夫と2人で従事されてありますが、生産規模の拡大に合わせて雇用も検討されており、経営の改善に向けた内容となっております。

農業委員会におきまして御審議をお願いいたします。

議 長

ただいま農業振興課より説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。

原案に対しまして同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の50ページをお願いいたします。

議案第108号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について（所有権移転）」御審議をお願いいたします。所有権移転の内容でございます。

それでは番号1番から説明いたします。

【議案書に基づき読み上げて説明】

同じく番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

最後になります番号3番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上3件でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

今、3件の報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

副会長

1番の件なんですけれども、これは最初あっせんの方で出ていたときに、660番地2、これは8筆ぐらいになっていてずうっとあれしていたんですけれども、最初にあっせんが出た残りのところで664番地2のところでは面積が3,408になって、もうこれは全部まとめて出されたということなんですかね。

事務局

こちらの書類を作成する上で合筆といいますか、複数筆をこの筆にまとめたという確認できておりますので、おっしゃったように合筆があったということ聞いております。

議長

よろしいですか。

副会長

8筆あったもんですから、ここがまたひょっとして残っているところがあとまた分からないでしょう。筆ごとのあれ分からないですね。いいです、後で聞きに行けば分かります。

事務局

今回、大変申し訳ございませんが、この所有権移転関係の分でございます。

すので、この分、ほかの部分のちょっと御回答ができないと考えております。

今回、議案書の63ページのほうにあっせんの申出の取下げという部分を掲示させていただいております。この部分が今回こちに該当するものかと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に移ります。
原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 全ての議事が終了しました。
その他のほうに移ります。

事務局 議案の御審議、どうもありがとうございました。
それでは、議案書の52ページをお願いいたします。
まず52ページでございますが、非農地証明願のほうが今回9件出ております。この分につきまして、令和5年1月30日に各地元の農業委員、推進委員のほうで現地調査を行っていただきまして、非農地証明の発行、もしくは非認定判定という部分につきましては、令和5年2月2日で行っております。

こちら記載のとおり雷山地区であったり長糸地区であったりありますが、この審議結果につきましては、1番、2番につきましては非農地非認定という判定でございます。ほかの3番以降につきましては認定という結果になっております。判断基準等につきましては記載のとおりでございます。

53ページ以降につきましては、こちらの審議した内容の位置図を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、62ページでございますけれども、こちら冒頭の議案であっせんの候補者の決定をいただいておりますが、そちらのてんまつのほうの報告でございます。

63ページのほうにつきましては、先ほどもお話ししたとおりあつせん
の申出の取下げが行っておりますので、報告として掲示をさせていただ
いております。

64ページでございます。

こちら農地対策委員会のA班の御報告でございます。よろしくお願
いいたします。

議 長

それでは、農地対策A班の報告をお願いいたします。

農業委員

農地対策A班、第4回の報告をいたします。

1月25日に現地調査を行いました。

番号1番、[]、地番[]、面積621平米で、土
地所有者は[]さんで、使用人は向かいの[]さんらしかつた
です。昨年6月に現地調査を行っていたんですが、そのときに本人に農
業委員会事務局に来てもらい、窓口で説明済みの案件です。

現地の状況は全く改善されていませんでした。たまたま本人が現地に
来られたので話をお伺いし、向かいの[]の駐車場として使用してい
るらしく、違反状態であることを再度説明し、使用人と本人に再度事務
局に来てもらうようにしています。

番号2番、[]、面積600の分です。土地利用者
は[]です。

市役所のほかの部署から通報があったので、現地を見に行きました。現
地は、無断で農業用集荷倉庫を設置しており、駐車スペースには碎石を敷
いてありました。自販機や冷蔵庫などの設備があるとの情報があり、その
とおりました。現地は農振農用地で、土地利用者の説明では奥の農地
に作付をして選別場として使用したいとのことですが、奥の農地に対し建
物が大き過ぎることや、地内に農地は借りておらず、また向かいの514
2-1の土地が違反状態のまま改善がなされておらず撤去するように指
導してもらうことにしています。

番号3番、[]から[]、[]ですが、重
機が入って何らかの工事の施工中のように見受けられました。後で分か
ったことなんですが、国道事務所の開発案件のようで、その後、地元との説
明会等があった模様でした。これは開発案件でございますので、もしその
後新しい情報があったら事務局から説明を伺いたいと思います。

番号4番、[]と[]、面積は1,852と
1,976平米、田です。

この件は私としても何回も報告した案件でございます。ハーブが植えて
あるかの確認です。本人は、芝生とハーブの共同栽培と言われているよう
ですが、そのようなことは見受けられませんでした。また、北側の店舗か

らの出入りも可能な状態でした。この状況を県のほうに報告してごさいま
す。

番号5番、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、1, 8
39平米、1, 766平米、1, 874平米、地目は畑です。耕作者は[REDACTED]
[REDACTED]さん[REDACTED]さんです。

これは、当日が事務局にて県の研修会の次の日でごさいまして、あそこ
はちょっと山深いところですので、現地確認はしませんでした。ちょっと
行かないんじゃないかなろうかということで現地確認はしていません。ただ
本人が私のところにその前に見えて、木はもう伐採しますからという報告
を受けております。以上です。

それから、番号6番、[REDACTED]、面積が2, 143平
米、地目田です。

これは、メダカを飼育して販売しているとの連絡を受け、見に行きまし
た。本人がおられたので話を伺い、[REDACTED]が2アール未満の転用届を出
され、[REDACTED]さんの[REDACTED]さんがメダカや水草、水がめ、米などを販売
されておりました。令和元年の12月5日に届出されているようですが、
そのときは駐車場と農業用倉庫、集荷・出荷に供する施設としての届けを
しているということだったと思いますが、明らかに違反状態でありますの
で、事務局に来てもらうようにお話しております。以上です。

事務局

先ほどの受付番号3番の[REDACTED]の案件でごさいます。この分、報告があつ
たとおり国の事業で一時資材置場という計画があるということをお伺い
しております。この分につきましては、農地法の許可手続、国が主体の事業とい
うことで転用手続は不要になるんですけども、地元説明というところで
国の担当の方とお話しした後、地元の説明会が開催されて、その後、工事
のほうが開ということ、地元のほうで懸念しておった水路の関係とか
の説明後の再開だと伺っております。以上でごさいます。

農業委員

今の3番の件につきまして、先月1月30日に地権者、また水路管理の
関係者13名と、あと国交省の福岡事務所、市の都市計画の方あたりとも
う現場で説明会を行っております。この[REDACTED]のバイパスの向かい側、[REDACTED]
[REDACTED]の下の方にため池がございます。それから、この田んぼ辺りに回
ってくる重要な水路がございますので、そこの取扱い等については十分に
注意して、もし埋まるとか水路を壊すとか、最大で7,000立米ほどの
土砂の管理をします。期間が15年ぐらい、今宿バイパスが完了するまで
の仮置場ということで、出たり入ったりの繰り返しになってくるというこ
とで、そういうふうな水路等の破損等があったら早急に改良してもらおうと
いうことで国交省のほうとの話がついて合意書等も交わしていますので、
一応報告いたします。

議長

以上で農地対策の報告はいいかな。

事務局

御報告ありがとうございました。

こちら議案書の分につきましては、最後67ページでございます。

こちらにつきましては、経営改善計画の認定者一覧ということで、1月分ということで所管の農業振興課のほうから一覧表をいただいておりますので、御一読いただければと思います。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定につきましては、以上でございます。

それでは農政対策委員会の報告がありますので、今回、別冊、1枚物の紙で準備しております。農政対策委員長のほうから御報告お願いいたします。

副会長

農政対策のほうから報告いたします。

協議事項としましては、農地法第3条の許可審査についてということと農業委員会の審査について、これは農業経営基盤強化促進法等の一部改正が施行されることになったということなんですけれども、この点につきましては事務局のほうから説明していただきたいと思っております。

それから、その他ですね、後でも構いませんけれども、これは農業委員、旅行、研修の積立ての方法が変更になるということと、それから地域計画、人・農地プランの策定により委員会研修等を今度総会のときに実施しなきゃいけないということになっております。この件に対しては、この前研修会に参加された方は研修会でいろいろあったと思っておりますけれども、それを参考にされるとか、いつものやり方でいろんなやり方を考えていただきたいということで思っております。

ちょっと時間がありますので、ゆっくり今から事務局のほうから農地法第3条許可審査についてのことを御説明をお願いいたします。

それと、広報もありますけれども、広報は4月に発行するという形で今計画しております。以上です。

事務局

すみません、今、農政対策委員長のほうからありました3条の許可審査につきまして、農政対策委員会のほうで御検討いただいた内容としまして、今、冒頭に委員長のほうがおっしゃってございました経営基盤強化法の一部改正ということで、農地法第3条第1項の5号に関する下限面積が廃

止になるというところで、協議の内容ということで今後どうするべきかということは今話し合っていたいただいている状況でございます、まだ今度2月17日に実施する農政対策委員会で詰めるということで決定しておる内容でございます。

報告できる段階が来ましたら、またこういう形で報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

それでは、最後のその他でございますけれども、事務局のほうからはございませんので、委員さんたちから何かあればと思います。

議長 委員さんのほうから何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、閉会。

事務局 それでは、閉会に入ります。

閉会の挨拶のほうを丸山副会長よりお願いいたします。

副会長 本日も慎重審議ありがとうございました。

本当に少し暖かくなりましたので、また農作業とか大変になるかと思えますけれども、体に気をつけて頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、これをもちまして第12回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和5年2月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

14番 山 北 敬 子

18番 東 司 時 隆